

富山市放課後等デイサービス事業等連絡協議会
会則

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

第1章 総則

第1条（名称）

当会は富山市放課後等デイサービス事業等連絡協議会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条（目的）

- 1 当会は、富山市で活動する放課後等デイサービス事業所、共生型サービス事業所ならびに富山型デイサービス事業所とそれらの関係機関に対し、サービスの質的向上、課題の共有・解決および、事業者同士のネットワークづくりを支援し、上記事業者間の連帯とその事業の振興・発展を図り、もって児童ならびにその保護者への福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 2 当会は前項の目的を達成するために次の事業を行う
 - (1) 事例検討会および講演会等各種学習の機会の開催
 - (2) 放課後等デイサービス事業者等一覧の作成・更新等の児童および保護者に対する利便性向上活動
 - (3) 放課後等デイサービス事業所等関係機関との意見交換会の開催
 - (4) 事業所合同説明会の開催
 - (5) その他当会の目的を達成するために必要な事業

第3条（主たる事務所の所在地）

当会は主たる事務所を富山県富山市清水中町1番14号 ひまわり畑内におくものとする。

第3章 会員

第4条（会員の種類）

本会の会員の種別は次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する放課後等デイサービス事業所、共生型サービス事業所、富山型デイサービス事業所
- (2) 顧問 顧問は本会の活動に功績のある個人とし、運営委員会の推薦による正会員総会においてこれを承認する。
- (3) 外部委員 外部委員は、本会の活動において、知見があり貢献しうる個人とし、運営委員会の推薦による正会員総会においてこれを承認する。

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

第5条(入会の手続き)

- 1 正会員になろうとする事業所は既定の入会申込用紙に必要な事項を明記し、本会事務所に申し込みの上、運営委員会の承認を受けなければならない。

第6条(会費)

- 1 正会員は年額 10,000 円とする。

第7条(会員の権利)

- (1) 本会の主催による研修会・説明会等への参加
- (2) 当会が発行する紙面およびウェブページへの掲載
- (3) その他本会の開催する事業等への参加

第8条(退会)

- (1) 退会を希望する会員事業所は運営委員会に退会届を提出し、承認を得なければならない。
 - (2) 退会を希望する事業所は退会をする当該年度の会費を納入しなければならない。
- 2 前項のほか会員は次のいずれかに該当するに至った場合はその資格を喪失する。
 - (1) 会費の滞納（2年間）
 - (2) 死亡および事業所が解散した場合

第9条(除名)

1

- (1) 会員事業所が指定取り消し等の行政処分を受けた場合
- (2) この会則やその他規則に違反した場合
- (3) 本会の名誉を棄損し、また目的に反する行為があった場合
- (4) その他除名にすべき正当な事由がある時

2 前項の規定の内（1）において除名するときは当該運営委員会において決定しこれを当該事業所に通知しなければならない

3 前項の（2）から（4）において除名するときは正会員による総会において決議し、これを決定する。その場合、総会において決議前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

第10条（役員の配置）

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

1 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 地域ブロック担当役員（北部・南部・西部・東部・中央） 各1名ずつ
- ⑤ 会計 1名
- ⑥ 会計監査 2名
- ⑦ 顧問
- ⑧ 外部委員

2 各役員は正会員事業所の経営者または責任者に準ずるものをもってこれにあたる。

3 会長、副会長および事務局長をもってこれを3役とする。

4 顧問 顧問は本会の活動に功績のある個人とし、運営委員会の推薦による正会員総会においてこれを承認する。

5 外部委員 外部委員は、本会の活動に知見があり貢献しうる個人とし、運営委員会の推薦による正会員総会においてこれを承認する。

第11条(役員を選任)

1 会長・副会長を含む運営委員・会計監査は正会員総会にて選挙を行い加盟正会員の多数決を持ってこれを選定する。

2 顧問は本会の活動に功績のある個人とし、運営委員会の推薦による正会員総会においてこれを承認する。

第12条(役員の職務及び権限)

1 3役および各地域ブロック担当役員は運営委員会を構成し、その職務を遂行する。

2 会長はこの会則により本会を代表しその業務を遂行する。

3 副会長は会長を補佐しその業務を遂行し、会長が欠けた時又は事故のある時はその職務を代行する。

4 会計監査は本会の会計を監査し、監査報告を作成する。必要と判断した場合運営委員会及び役員に対し報告を求め本会の財産会計処理状態を調査することができる。

5 顧問は名誉職とし、本会にかかる議決権は有しない。

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

第13条（役員の任期）

- 1 役員の任期は正会員によるところの総会より2年間とする但し、再任は5期10年までとする。
- 2 役員の退任による規則に定める員数に足りなくなる時は運営委員会にて選定された役員を補充することができる。但しその任期は前任者の残任期間と同一とする。

第14条（役員の解任）

役員は正会員による総会の決議において解任することができる。

第5章 運営委員会

第15条（構成）

- 1 本会に運営委員会をおく
- 2 運営委員会は正会員総会において選任された3役および会計ならびに各地域ブロック担当役員をもって構成する。

第16条（招集）

- 1 運営委員会は会長が招集するものとする。
- 2 会長以外の運営委員は目的を示し、運営委員会の招集を請求することができる。
- 3 運営委員会は年2回以上開催するものとする。

第17条（決議）

- 1 運営委員会の決議は決議において利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとする。
- 2 運営委員会招集に至らない子細な決議については3役において決議することができる。ただし、決議した内容について運営員会に対し報告の義務を負い、その承認を受けるものとする。

第6章 部会

第18条（各種部会）

- 1 本会の目的を達成するために必要な事業の円滑な運営および推進のために、運営委員会の議決を経て部会を置くことができる。

第7章 総会

第19条（総会の構成）

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

総会は正会員事業所の経営者及び管理者をもってこれを構成する。

第20条（総会の目的）

総会は本会運営上の重要事項について正会員において意見を具申し決議することができる。

第21条（総会の招集）

総会は会長が招集する。

第22条（総会の議長）

定時総会および臨時に開く総会においての議長は出席する正会員の中から出席者の過半数の承認を経て選出する。

第8章 財務及び会計

第23条（会計監査の設置）

会計監査は本会の会計を監査し、監査報告を作成する。必要と判断した場合、運営委員会及び役員に対して報告を求め本会の財産会計処理状態を調査することができる。会計監査は3役および運営委員会以外の個人とし、正会員総会においてこれを承認する。

第24条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日より3月31日におわる。

第25条（事業計画および収支予算）

本会の事業計画収支予算については3役にて作成し、運営委員会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第26条（事業報告および決算）

本会の事業報告および決算については3役にて作成し、会計の監査を受けたうえで運営委員会の決議を経て総会に提出し、承認を得なければならない。

第27条（余剰金の処分制限）

本会は余剰金の分配をすることが出来ない。

第9章 会則の変更および解散

第28条（会則の変更）

本会則は総会の決議により変更することができる。

第2号議案（変更部分は赤字で掲載）

第29条（解散）

本会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第30条（残余財産の帰属）

本会が精算する場合において有する残余財産は総会の決議を経て関連する団体および地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑則

第31条（会則に定めない事項）

この会則に定めない事項については運営委員会において決議し必要に応じて会長が臨時総会を招集し承認を受けるものとする。

附則 当会は平成30年4月1日を設立日とし この規定は平成30年4月17日総会において承認をうけ、施行する。

令和3年7月1日に書面決議にて会則を改定する。

令和4年4月1日に書面決議にて会則を改定する。